

## 西海市教育委員会（令和3年第11回定例会）会議録

期 日：令和3年11月19日（金） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也、吉村 美香

学校教育課 参事 坂口 洋介

社会教育課 課長補佐 堤 猛、浦崎 光芳

書記 林 大樹

傍聴者：1名

### 1. 開会

○教育長

ただいまから、第11回定例教育委員会を開会いたします。

### 2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

### 3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

### 4. 教育長諸報告

○教育長

西海市総合教育会議

大崎中学校市指定研究中間報告

文化財保護審議会

大瀬戸小学校計画訪問

西彼杵高等学校文化祭「西濤祭」

特別支援学級交流遠足

まちづくり構想会議

校長会

西海北小学校計画訪問  
長崎県都市教育長協議会  
目標管理面談  
叙位伝達  
長崎県中学校総合体育大会駅伝競走大会  
大島文化ホール個展視察  
大瀬戸中学校研究発表会  
教頭会  
大崎中学校計画訪問  
西海市民生委員推薦会  
ときわ台小学校研究発表会

## 5. 議事

### ○教育長

日程第1「議案第68号 西海市学校薬剤師の委嘱について」

### ○教育長

日程第1「議案第68号 西海市学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

### ○教育次長

(議案朗読)

2ページが名簿案となります。変更となるのは9番と10番の方でございますが、大島西小学校と大島東小学校の薬剤師で、●●氏から、●●氏に変更となる予定でございます。説明は以上です。

### ○教育長

ただいま、議案第68号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第68号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第68号 西海市学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第69号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市スクールバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」

### ○教育長

日程第2「議案第69号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市スクールバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

4ページからの新旧対照表で変更点をご説明したいと思っております。まず第3条でございますが、下線を引いている部分でございます。「別表第1」というところを、表が1つしかありませんので「別表」に改めるというところ。次に、「ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。」というところを、「ただし、災害その他の事由により西海市教育委員会教育長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に運行することができる。」に変更いたします。それから別表になりますけれども、5ページのところですね、大崎地区スクールバスの行政区を追加するものです。大島行政区、塩田行政区、塔の尾行政区、太田尾行政区、中戸行政区、これらが現大島西小学校の行政区で、崎戸小学校の行政区である、村行政区、中央行政区、栗崎行政区、横浦行政区、水浦行政区、本郷行政区を追加するという改正になっております。

6ページに今回の改正のポイントを整理しております。改正の目的として、大崎小学校の令和4年4月の開校に伴い、運行区域を拡大し、スクールバス2台を運行するというところでございます。区域としては先ほど申し上げたとおりで、運行ルート及び運行時刻見込を参考につけております。7ページが運行ルートでございます。これは現大島西小校区です。黄色がスクールバスの路線です。登校便は西大島を出発点としまして、中戸を經由して大崎小学校まで運行します。下校便は反対回りを予定しております。詳しい運行時間等は8ページになりまして、登校が1便、下校は2便を予定しております。また、それぞれのバス停における現時点での予定児童数を示しております。8ページでございますけれども、こちらが崎戸小校区の路線になります。登校便は本郷バス停を出発点としまして、浅間町まで一度行きまして、それから、戻る形で大崎小学校まで運行します。同じく9ページに時刻表をつけておりまして、この時間で運行予定ということで、登校1便、下校2便ということにしております。11ページになりますが、スクールバスの購入を計画しておりまして、33人乗りを1台、29人乗りを1台ということで、合計2台、事業費等に関しまして国庫補助、起債を利用しまして、こういった金額で購入するというという予定になっております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第69号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

運用についてお尋ねなんですけれども、バス通学が初めてだという子どもたちもいると思うんですけれども、その際の交通安全の補助員さんですとか、協力員さんですとか、そういったところの配置等について、計画されていらっしゃるのでしょうか。

○教育総務課長

そういった補助員の配置についてはですね、現在他の地区のスクールバスでも車に乗って補助をする方というのは、現在置いておりませんので、今の現段階ではですね、そういった補助員さんについては置かない方向で考えています。ただ、やはり特にバス通学が初

めての児童もおりますので、開校前に運行をして、練習ですね、登校の練習をしたりといった機会を設けられないかなと考えているところです。併せて、これまで小学校には通学のボランティアであったりとか、そういった方々に協力をしていただいておりますので、そういった方々にもですね、例えばバス停の近くでボランティアとして協力していただけないか、これから、投げかけをする必要があるのかなというふうに思っているところです。以上です。

○北島委員

今日私が通勤するときに、バスと擦れ違う時間帯があるんですが、そのバスが通り過ぎた後、すごい勢いで坂を駆け降りてくる高校生がいたんですね。乗り遅れたなど、かわいそうだなと思ったんですけども、今おっしゃったように、どの学校でもですね、協力員さんというか、ボランティアでですね、育成会の方とか、それからPTAの方とかですね、しばらく見守っておられますので、ぜひその辺のところも協議といいますか、ご相談されながら、安全な通学ができればと思っています。よろしくお願いします。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第69号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第69号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市スクールバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第70号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第6号）」

○教育長

日程第3「議案第70号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第6号）」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページからが総括表になっております。今回、補正予算を要求する部分について、ご説明をしたいと思っております。まず、2項小学校費の中で、3目学校建設費でございます。金額としましては、15,307千円です。内容としましては、西彼北小学校施設等整備事業の増額で、金額は10,684千円です。それから大島東小学校施設等整備事業で4,623千円の増額です。まず、西彼北小学校の補正の増額の理由でございますが、改修工事を行っているのですが、その過程で、外壁の劣化が想定よりも進んでおりまして、雨漏り等が発生してい

るとのことです。そういった改修工事の拡大が必要になったために、今回増額を要求するということになっております。また、大島東小学校ですが、これも同じように現在、改修工事の過程でございますが、家庭科室等のシロアリ被害が判明しまして、そういったところでさらに改修費が必要となりますので増額を行うものということでございます。

次に3ページの、5項社会教育費でございます。4目の図書館費ですが、金額が7,271千円の増額です。内容としまして、電子図書館システム導入事業の増額ということで、新たに電子図書館システムを構築しようということで要求させてもらっております。新型コロナウイルス感染症の影響などを考慮しまして、携帯や端末で読書ができるシステムを構築する事業となります。図書館に出向かずに、いろんな手続きが進むというようなことを目指しております。財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の100%の活用を予定しているということでございます。

最後に4ページですけれども、11款の災害復旧費になります。1目の公立学校施設災害復旧費の中で3,000千円を要求しております。これは大瀬戸中学校のテニスコート付近が8月の豪雨災害で土砂崩れの被害を受けておりまして、復旧を図るものとなっております。テニスコート上に流れてきた土砂の撤去など、ある程度の応急工事は既に実施済みでございますが、上の崖面とかですね、そういった全体的な復旧工事について、この補助を活用した工事費を予定しているということで、近々、査定等も受けるという予定になっております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第70号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

図書館費の電子図書館システムについてお尋ねしたいと思います。蔵書しているものを、何か、そういう通信システムを利用して読書ができるというようなことだったんでしょうか。インターネット上には、青空文庫等のボランティアによって随分昔の名作等は文字化されていますが、今回のこの電子図書館システムについて、もう少し内容をお知らせいただきたいと思います。

○社会教育課長

電子図書館につきましては、業者の方と、クラウド上にある書籍を契約して見られるような形をとるように考えております。委員が言われたように、青空文庫で著作権が切れた図書は、今のところ4,800冊程度、それから著作権が切れていない図書を導入するときにスタートパックということで、2,300冊程度、その他にですね、西海市の図書館司書等に選んでいただいた図書を1,500冊程度ということで、導入当初は約8,600冊程度を電子図書館として蔵書をして、利用していただこうかなと思っております。

○寺本委員

ありがとうございます。ということは、西海市内の図書館に蔵書でないものも、クラウド上にあるものを契約して見られるようになるということと、市で選定してというのは、市の蔵書を何らかの形でデータ化して、クラウド上に上げるということでしょうか。

○社会教育課長

市の図書館にある図書ではなくてですね、株式会社図書館流通センターという業者があるんですけども、そこが所有している図書ですね、スタートパックで2,300冊、青空文庫

で4,800冊っていうことで、今、図書館に置いていない図書等も選ぶことができますので、そういうのも選んでですね、ネット上で見られるような形をとる方法を考えております。

○教育次長

少しだけ補足させていただきますが、今の図書館にある紙ベースのものとはちょっと別物と考えていただいた方がいいかなと思います。同じ書籍もあるかもしれませんが、やはり、業者さんで電子図書としての品揃えがあって、そこから今回新たに選ぶという考え方です。それから紙ベースの図書は今までのような形で運用していくということで、先進地として先に取り組んでいる長与町を視察したのですが、働いている方がですね、夕方にはもう図書館閉まっているという状況でございまして、そういった方が活用されている事例が多いということを知っておりまして、そういった方も活用できると、幅広い読書活動に貢献できるかなという考えであります。以上です。

○村山委員

今の話の流れなんですけれども、補助金を導入して今回取り入れるという話なんですけれども、やはりこういう委託業者に頼んでクラウド上のものを継続して利用するとしたら、やっぱり年間的にずっと継続していく上で、先々で費用もかかってくるでしょうし、今後多分、その実物の書籍よりこういう電子書籍の割合が増えていくと思うので、その辺少しずつ移行されていくんだと思うのですが、先々のことを考えて、今後はどういうふうに考えておられるか、教えていただけませんかでしょうか。

○社会教育課長

今後の運用につきましてはですね、委員がおっしゃられるように、今後ですね、この電子図書館についてもランニングコストというのは毎年かかっていくような形になります。市独自にですね、また新たに見られるような図書も随時導入をしていきたいと考えておりますので、電子図書館の電子書籍と紙ベースの図書についてはですね、今までどおり、予算を要求して行ってですね、整備を進めていこうかなと考えております。以上です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第70号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第70号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第6号）」は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第71号 西海市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第4「議案第71号 西海市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

改正点につきまして、4ページからの新旧対照表でご説明をしたいと思います。まず、閉室日を定めている第4条に第4号として3月1日から3月31日までを加えるということでございます。それから第6条第4項として、「指導員は、登校チャレンジ期間(適応指導教室を退級した不登校児童生徒が、学校復帰を目指して登校するまでの期間であって、当該退級年度の属する3月1日から3月31日までの期間をいう。)中の児童生徒の在籍校を巡回して声かけをする等の登校支援を行うものとする。」という規定を追加しております。それから、第8条の入級の手続については、送り仮名の修正ということです。それから第9条を入級とし、第3項を追加しまして、「適応指導教室の入級期間は、入級決定となった日から当該年度の2月末日までとする。」という規定です。それから第10条の退級の決定ですが、下線部分の「、入級した」という部分を「、前条第3項の入級期間中に」に変更しております。それから最後のところで、「この場合において、第6条第4項の登校チャレンジ期間は設けないものとする。」ということを追加しております。第11条の入級の取扱等の文字を改めまして、出席に関する取扱等にしております。下線部分ですが、「は、在籍校」というところを、「が適応指導教室を利用した場合は、当該利用の日を在籍校」という形に変更をしております。それから第2項ですが、「、前項の規定により、不登校児童生徒の入級日数及び入級状況を」というところにつきましては、「、不登校児童生徒が適応指導教室を利用した日その他の利用状況について」に変更をしております。

7ページに今回の改正のポイントを挙げております。適応指導教室の入級期間を「入級を決定した日から2月末日まで」とし、3月の1か月間を児童生徒が学校復帰を目指す「登校チャレンジ期間」を設けるものです。これが主たる改正の内容となります。こういったことをすることで、本来の在籍校に登校するという点に関して、後押しをしようということ強く謳っているというところがございます。また、登校チャレンジ期間には適応指導教室の指導員が必要に応じて退級した児童生徒の在籍校を巡回し、登校支援を行うものとするということがございます。説明としては以上になります。

○教育長

ただいま、議案第71号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

登校が出来ない子どもたちにチャレンジ期間を設けてサポートするという事は非常にありがたいことだと思います。しかしながら、これを読んでみると、もう2月末日まで閉めてしまっていて、この登校チャレンジで行けるようになれば本当にありがたいと思いますが、ここで行けない、それでも無理だという子の行き場が無くなるようなことがこの改正から見えてくるのですが、そこら辺はどうお考えか教えてください。

○学校教育課長

一旦この2月末日を区切りとして登校チャレンジ期間を設け、そしてまた必要ということであればですね、4月に改めて入級届を出していただきます。そうすることで、これまでの状況からですね、退級届というものはあったんですけども、もう退級ですよとか保

護者に相談したときに、不安で、ひよっとしたらまた行けなくなるかもしれないという中で、退級という手続がほぼ無い状況にありました。実際、昨年度から状況が好転しまして、今年度毎日登校出来ている入級利用者という子どもが2名います。この子どもたちにとっては、退級というシステムによって、今後、就学ができるんじゃないかというところもございまして、そういったところを総合的に考えた変更でございます。

○寺本委員

よく理解出来ないのが、例えば、チャレンジしてみようと思って3日間行ったけど、どうしても行けない言ったときには、4月まで待たなければならないということでしょうか。

○学校教育課長

はい。また4月に入級したいという保護者の申し出、それから学校との協議をしながら決定をするわけですけれども、必要と思われる子どもさんはですね、改めて入級していただいていいと思います。ただ、1か月間はですね、指導員がそれぞれの在籍校を回りながら子どもたちを支援するというので、単に適応指導教室を開設しただけで、学校に向けた行動というのは指導員も業務を進めながらですね、やっていこうと。場所を変えながら、より登校に対しての、子どもの意識を高められたらいいなということでございます。

○川南委員

例えば3月31日までは、そのようにして学校を回って、子どもの意識も高まってきた。じゃあ行けるかなと思っているところに、入学式までは4月1日から一週間くらいあるわけですね。その場合、その期間で子どもたちの意識というのは、モチベーションを保てるものなのか、入級は4月1日からできるのか、ちょっと子どもたちのモチベーションを保つための措置を聞かせてください。

○学校教育課長

まず、子どもたちがどの程度、適応指導教室を利用しているかということですが、現在の状況です、入級している子どもたちが学校に行けないからといって、毎日、適応指導教室を利用しているものではありません。その子どもと関わりながら、週に1日来られたとか、週に2日来られたとか、それぞれの状況がありますので、やはり個別の対応になります。先ほど川南委員さんがおっしゃっていたことも、個別に対応して、その子が、例えば、4月1日から適応指導教室がいいという状況があつて、保護者からの申し出と、指導員と教育委員会での協議の上で、望ましいということであれば、もちろん入級という形になると思っています。個別の状況に応じた対応をしていきたいと思っています。

○寺本委員

お伺いしているのは、登校チャレンジ期間を設けるということは非常にいいことだと思うのですが、適応指導教室を1か月間閉めなくても、そこにはまだ行けるよとしていてもいいのかなと思って質問しているところです。

○学校教育課長

ありがとうございます。実際に1か月間は適応指導教室を閉めるという形の条文になっております。というのが、入級している子どもが現在9名いるのですが、それぞれ学校が違いますので、適応指導教室を開けていると、指導員も個別に関わることが出来ないかなという思いがございました。そうしたときに、教室は1か月閉じるんだけど、その間、個別の関わりということは継続してまいりますので、場所が、例えば学校であるとか、家

庭といった形を中心にした1か月にしたいと考えております。

○北島委員

私の読み取り方なんですけれども、寺本委員のご心配は非常によく分かるのですが、不登校のケースというのは本当に多種多様で、個別の対応になってくると思うんですね。そういった中で、何かこう、区切りとか、目指すところがない1年間というのは非常に本人も関わる側も、いつのタイミングでとか、どういうふうに計画してとか、もろもろ悩みながらになってしまいます。今の教育理論の中でも、応用行動分析学とか、そういったものを使いながら、新しい習慣をつかっていこうとかですね、そういったモチベーションをどうするかというところで、3月に向けて、行動様式を変え、行動変容していくといったご指導ができるのかなと思うんですね。そういう意味で、この1年間を通して、まず、3月は頑張ろうねというモチベーションをつかっていくということで、こういうことを考えられたのかなと。なおかつ、今おっしゃったように、閉室期間中でも、まさに青空教室のように一人一人にきちんと対応は1か月間していきますよと言ったように、私としては読み取りましたけども。

○教育次長

今、北島委員さんからいただいた考えでこちらも動こうと思っておりまして、まさにそういったところですね、全体的に改善をしよう、できるようであれば、そういったところに力を注力したいと思っております。ご心配のように、行き場所がないような状況にならないように、一人一人に向き合った対応はしていきたいという気持ちは十分ございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第71号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第71号 西海市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：12月23日(木)午後1時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前10時45分閉会）